

広島県告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

広島市安芸区矢野町字西崎平一五、一六、字郷永六九の二、七〇の一、八一、八三の二、八四、字北尾甲三五四五、字観音谷三七七五、三七七六、三七七九、三七八一、三七八五の二、三七八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西崎平一五・一六・字郷永六九の二・七〇の一・八一・八三の二・八四・字北尾甲三五四五・字観音谷三七七五・三七七六・三七七九・三七八一・三七八五の二・三七八六（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕